喬木村空き家情報活用制度を利用した契約等の流れ

1. 空き家登録（空き家を貸したい方・売却したい方）

「喬木村空き家情報活用システム」に空き家登録をしていただきます。

1. 利用登録（空き家を借りたい方・購入したい方）

空き家の賃貸または購入を希望される方は利用登録を行っていただきます。

1. 情報提供（喬木村）

　喬木村のホームページに空き家情報を掲載します。

　役場窓口にお越しいただいた利用希望者には、詳しい空き家情報を提供します。

1. 空き家見学（当事者間）

　利用希望者から空き家見学希望があった場合、村から空き家持ち主へ連絡しますので、見学は空き家持ち主にて対応願います。

1. 賃貸借・売買契約交渉（当事者間）

　賃貸借・売買契約については当事者間にて交渉をお願いします。

　契約上のトラブルが後々起きないよう、お互いに納得いく契約を結びましょう。

　※交渉・契約に関するトラブルを最小限に防ぐため、できるだけ不動産業者へ仲介依頼をお願いします。

1. 契約交渉の結果を喬木村役場までご連絡ください。

※トラブルを防ぐためできるだけ不動産業者へ仲介依頼をお願いします

4

契約交渉の結果

6

5

見学希望の連絡

3

2

1

空き家改修、不要品処分補助金制度あります（着工前に申請必要）

空き家の改修工事、不要品処分（ごみ処分）について一戸につき一回の補助。

※賃貸契約の場合のみ。

※改修費補助は村内業者による施工箇所があること。

〇改修補助金：対象工事費（消費税込）の１/２以内（※千円未満は切り捨て）

　最高限度額は５０万円　（ただし、区が所有または使用権を有する空き家は100万円）

〇不要品処分補助金：対象処分費（消費税込）の１/２以内（※千円未満は切り捨て）

　最高限度額は１０万円

※補助金を活用し、下水道へのつなぎ込みや浄化槽の設置をお願いします。

浄化槽の設置については別に補助金があります。（問い合わせ：上下水道係）

喬木村

空き家見学、交渉・契約

空き家を貸したい方

・売りたい方

物件の紹介

制度への利用登録

物件情報の提供

空き家を借りたい方

・買いたい方